

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）の概要

**総量削減制度の概要及び経緯**

- 総量削減制度は、伊勢湾（三河湾を含む）、東京湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき、すべての汚濁発生源からの汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減することを目的とする制度である。
- 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
- 都道府県知事は、国の基本方針に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- 愛知県は、昭和 55 年度から 7 次にわたり総量削減計画等を定めて汚濁負荷の削減に取り組んできた。しかし、今後も水環境改善を進める必要があるとして、国は、昨年 9 月に、平成 31 年度を目標とする第 8 次総量削減基本方針を策定し、総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を改正した。
- このため、昨年 11 月に、知事から愛知県環境審議会に第 8 次の総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について諮問された後、会長から付託され水質部会で県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）により提出された意見を踏まえて審議を行い、総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）を取りまとめた。

I 総量削減計画（案）の概要

**1 削減の目標**

- 目標年度：平成 31 年度
- 削減目標量 (単位：トン/日)

	COD		窒素含有量		りん含有量	
	削減目標量	26 年度実績	削減目標量	26 年度実績	削減目標量	26 年度実績
生活排水	40	43	26	27	2.0	2.1
産業排水	25	27	13	13	1.1	1.2
その他	9	9	18	18	1.3	1.3
合計	74 (6.3%)	79	57 (1.7%)	58	4.4 (4.3%)	4.6

- ・「その他」は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量
- ・（ ）内は、26 年度実績に対する削減率

**2 削減目標量の達成のための方途**

- 生活排水処理施設の整備
  - ・下水道の整備  
処理人口 5,504 千人を目標として整備を推進する（26 年度末の処理人口：5,195 千人）。
  - ・合併処理浄化槽の転換促進等  
市町村による補助対象基数 10,000 基（H27～31 年度累計）を目標として整備を促進する。
  - ・農業集落排水処理施設の整備  
処理人口 244 千人を目標に整備を推進する（26 年度末の処理人口：238 千人）。
- 総量規制基準の設定
  - ・総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。
- その他の汚濁発生源に係る対策
  - ・総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して、汚濁負荷量の削減を指導する。
  - ・肥料等の適正使用により農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
  - ・家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。
- 環境教育、啓発等
  - ・「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。 等

**総量削減制度の対象地域等**

- ・斜線部が対象となる伊勢湾の範囲
- ・着色部が総量削減計画の対象地域
- ・愛知県、岐阜県、三重県が各県域を対象とした総量削減計画を策定

**3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項**

- しゅんせつ・覆砂、干潟の保全・造成、窪地の埋戻し等を実施する。
- 港湾等において、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。
- NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組を推進する。
- 中小企業者等に対して、融資制度等により支援を行う。 等

## II 総量規制基準について

### 1 総量規制の仕組み

- 排水量 50m<sup>3</sup>/日以上 of 工場等が総量規制の対象となる。
- 規制項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量である。
- 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。

このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の区分ごとに総量規制基準の範囲（上限と下限の値）を定め、県はその範囲内で総量規制基準を定めることとされている。

- 本県は、業種等を水量等によりさらに区分しており、排水の発生時期の区分とあわせ、第7次総量規制において、化学的酸素要求量については816、窒素含有量は646、りん含有量は612の総量規制基準を定めている。
- なお、以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される汚濁負荷量の許容限度となる。

$$\text{総量規制基準値 (kg/日)} = \text{県の定める総量規制基準 (mg/L)} \times \text{排水量 (m}^3\text{/日)} \div 1000$$

(※排水の発生時期、業種等の区分ごとに行った計算結果の合計が総量規制基準となる。)

県の定める総量規制基準の例（化学的酸素要求量の7次基準 抜粋）（単位：mg/L）

整理番号	業種等の区分	排水の発生時期			
		S55.6.30以前	S55.7.1～H3.6.30	H3.7.1以降	
2	畜産農業	100	70	70	
44	清酒製造業	ア 日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	30	30	30
		イ 日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	40	40	40
232	整理番号2の項から前項までに分類されないもの	ア し尿浄化槽（処理対象の人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの	60	40	40
		イ その他	20	20	20

## 2 総量規制基準見直しの概要

- 事業場の排出の実態を踏まえ、事業者が遵守可能なものとなるよう、以下の基本的な考え方に基づき、見直しの検討を行った。
  - (1) 本県の基準が国の定めた範囲を上回っている業種
    - 原則、国の上限値まで基準を引き下げる。その上で、排水水質の実態を基に施設の最大稼働時の水質を考慮し、さらなる基準の引き下げが可能かを検討する。
  - (2) 排水水質の実態が本県の基準を十分下回っている業種
    - 水質を悪化させない観点から、排水水質の実態を基に最大稼働の水質を考慮し、基準を引き下げる。
  - (3) 現時点で本県に存在しない業種
    - 最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小限に抑えるよう、国の下限値まで基準を引き下げる。

## 3 総量規制基準（案）の概要

- 下表に示すように、化学的酸素要求量については17の基準を、窒素含有量については38の基準を、りん含有量については61の基準を見直す案を取りまとめた。
- 見直しを行う基準に係る具体的内容は、3～5ページのとおりである。

表 見直しの検討に係る総量規制基準の数

項目	基準総数 (A)	下限値に設定済みの基準数 (B)	見直し検討対象の基準数 (A-B)	見直しを行う基準数
化学的酸素要求量	816	741	75	17 (2.1%)
窒素含有量	646	372	274	38 (5.9%)
りん含有量	612	294	318	61 (10.0%)

( ) は、総数に対する見直しを行う数の割合を示す。

化学的酸素要求量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)		Cc 等の 区分	第8次における 基準範囲		愛知県 7次基準	愛知県 8次基準 (案)	見直し理由			
				東京湾・伊勢湾 ・大阪湾				(1) 県の基 準が国 の基準 範囲を 上回っ ている	(2) 排水水 質の突 進が県 の基準 を大幅 に下回 っている	(3) 県内に 事業場 が存在 しない	
				下限	上限						
				Cco	Cci						
12	冷凍水産物製造業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cco 30 Cci 30 Ccj 20	50 40 30	40 40 30	40 30 30				
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cco	50	100	70	50			○
				Cci	50	70	50	50			
				Ccj	50	70	50	50			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cco	20	30	30	20			○
				Cci	20	30	30	20			○
				Ccj	20	30	30	20			○
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	備考(ア)	有機ゴム製品製造工程にあっては	Cco	150	160	160	150			○
				Cci	150	160	160	150			○
				Ccj	150	160	160	150			○
165	生コンクリート製造業			Cco	10	15	15	10			○
				Cci	10	15	10	10			
				Ccj	10	15	10	10			
194	鉄鋼製造業			Cco	10	20	15	10			○
				Cci	10	20	10	10			
				Ccj	10	20	10	10			
195	鉄鉄鋼物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)			Cco	10	20	15	10			○
				Cci	10	20	10	10			
				Ccj	10	20	10	10			
203	一般機械器具製造業	備考	電気めっき工程又は塗装工程にあっては	Cco	10	30	20	20			
				Cci	10	20	20	20			
				Ccj	10	20	20	15			○
207	精密機械器具製造業	備考	電気めっき工程又は塗装工程にあっては	Cco	10	25	20	15			○
				Cci	10	15	15	15			
				Ccj	10	15	15	15			
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	ア	(日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)	Cco	40	50	40	40			
				Cci	30	50	30	30			
				Ccj	20	40	20	20			
				Cco	40	50	40	40			
				Cci	40	50	40	40			
				Ccj	20	30	20	20			
		イ	(日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のものに限る。)	Cco	40	50	40	40			○
				Cci	30	50	30	30			
				Ccj	20	40	20	20			
				Cco	40	50	40	40			
				Cci	40	50	40	40			
				Ccj	20	30	30	20			○
				計				0	14	3	

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	Cco	50
		Cci	50
		Ccj	50

223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cco	40
		Cci	30
		Ccj	20
	昭和82年6月30日以前に設置されたものにあつては	Cco	40
		Cci	40
		Ccj	20

窒素含有量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)		Cn 等の 区分	第8次における 基準範囲		愛知県 7次基準	愛知県 8次基準 (案)	見直し理由			
				東京湾・伊勢湾 ・大阪湾				(1) 県の基 準が国 の基準 範囲を 上回っ ている	(2) 排水水 質の突 進が県 の基準 を大幅 に下回 っている	(3) 県内に 事業場 が存在 しない	
				下限	上限						
				Cno	Cni						
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	20	20			
				Cni	10	15	10	10			
30	植物油製造業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	25	20			○
				Cni	10	15	10	10			
32	食用油脂加工業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	25	15	15			
				Cni	10	15	10	10			
				Cno	15	25	20	15			○
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)	備考	綿織物染色工程にあっては	Cno	20	30	20	20			
				Cni	10	15	15	10			○
				Cno	60	80	80	80			
59	繊維工業で植物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	備考	綿織物染色工程にあっては	Cni	10	55	55	50			○
				Cno	20	30	20	20			
60	繊維工業で植物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	20	20			
				Cni	10	20	15	10			○
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	25	20			○
				Cni	10	20	20	10			○
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	20	20	10			○
				Cni	10	15	10	10			○
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	20	20	10			○
				Cni	10	15	15	10			○
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)			Cno	10	15	15	10			○
				Cni	10	15	10	10			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			Cno	10	15	15	10			○
				Cni	10	15	10	10			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの			Cno	10	15	15	10			○
				Cni	10	15	10	10			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを除く。)	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	20	30	25	25			
				Cni	10	25	20	15			○
101	製版業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	30	30	20			○
				Cni	10	20	20	20			
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)			Cno	20	50	50	35			○
				Cni	10	40	40	35			○
117	発酵工業			Cno	15	30	30	20			○
				Cni	10	20	20	20			
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	備考	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	30	100	60	60			
				Cni	10	50	45	35			○
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	備考(ア)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	Cno	20	85	80	75			○
				Cni	15	35	35	35			
131	医薬品原薬・製剤製造業	備考(工)	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	Cno	15	55	170	55			○
				Cni	10	15	35	15			○

29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	Cno	20
		Cni	10

32	食用油脂加工業	Cno	15
		Cni	10

60	繊維工業で植物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	Cno	20
		Cni	10

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)	Cno	10
		Cni	10

窒素含有量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cn 等の 区分	第8次における 基準範囲		愛知県 7次基準	愛知県 8次基準 (案)	見直し理由				
			下限	上限			(1) 県の基準が国の基準範囲を上回っている	(2) 排水水質の実態が県の基準を大幅に下回っている	(3) 県内に事業場が存在しない		
										東京湾・伊勢湾・大阪湾	愛知県 7次基準
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	40	20	20			
		Cni	10	15	15	10			○		
157	板ガラス加工業	Cno	10	15	15	10			○		
		Cni	10	15	15	10			○		
165	生コンクリート製造業	Cno	10	15	15	10				○	
		Cni	10	15	10	10					
170	鉱物・土石粉砕等処理業	Cno	10	20	20	20					
		Cni	10	15	15	10			○		
203	一般機械器具製造業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	20	35	35	35			
		Cni	10	20	20	15			○		
204	電子回路製造業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	15	30	15	15			
		Cni	10	20	10	10					
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	15	30	25	15		○	
		Cni	10	20	20	10			○		
207	精密機械器具製造業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	10	15	15	15			
		Cni	10	15	10	10					
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cno	10	15	15	15			
		Cni	10	15	15	10			○		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cno	20	40	60	40		○			
		Cni	10	30	30	30					
228	と畜場	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cno	25	60	25	25			
		Cni	15	25	20	15			○		
230	地方卸売市場	Cno	20	30	25	25					
		Cni	15	25	20	15			○		
		計					3	25		10	

204	電子回路製造業	Cno	15
		Cni	10
207	精密機械器具製造業	Cno	15
		Cni	10

りん含有量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp 等の 区分	第8次における 基準範囲		愛知県 7次基準	愛知県 8次基準 (案)	見直し理由				
			下限	上限			(1) 県の基準が国の基準範囲を上回っている	(2) 排水水質の実態が県の基準を大幅に下回っている	(3) 県内に事業場が存在しない		
										東京湾・伊勢湾・大阪湾	愛知県 7次基準
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	4	16	8	8			
		Cpi	1	6	6	4			○		
11	水産練製品製造業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	4.5	6	4	○		
		Cpi	1	3.5	3.5	3.5					
21	食酢製造業	Cpo	3	4	3	3					
		Cpi	1.5	2.5	2	1.5				○	
22	砂糖精製業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	3.5	3.5			
		Cpi	1	2	2	2					
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	3.5	4.5	3.5	○		
		Cpi	1	2	2	2					
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	3	6	6	5		○	
		Cpi	1.5	2.5	2.5	2.5					
31	動物油脂製造業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	6	4	2		○	
		Cpi	1	4.5	3	2			○		
32	食用油脂加工業	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2.5	3.5	2.5	2.5			
		Cpi	1	2	1.5	1			○		
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2.5	3.5	2.5	2.5			
		Cpi	1	2	2	1			○		
42	果実酒製造業	Cpo	1.5	2.5	2.5	1.5			○		
		Cpi	1	2	2	1.5			○		
49	有機質肥料製造業	イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	2.5	3.5	2.5	○		
		Cpi	1	1.5	1.5	1.5					
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)*て整毛工程に係るもの	Cpo	2	4.5	4.5	2				○	
		Cpi	1	1.5	1.5	1				○	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	5	5			
		Cpi	1	3	2.5	2			○		
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	5.5	5.5	5.5			
		Cpi	1	3	3	2			○		
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	6	5	2		○	
		Cpi	1	4.5	4	1			○		
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	6	6	2		○	
		Cpi	1	4.5	4.5	1			○		
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	1.5	4	4	1.5		○	
		Cpi	1	2	1.5	1			○		
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	1.5	4	4	1.5		○	
		Cpi	1	2	2	1			○		
63	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	ア	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	Cpo	2	4	3	2		○	
		Cpi	1	2.5	2	2					
		イ	(日平均排水量400m <sup>3</sup> 未満の工場に限る。)	Cpo	2	4	4	2		○	
		Cpi	1	2.5	2.5	2			○		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	Cpo	1	2	2	1.5			○		
		Cpi	1	1.5	1.5	1.5					

22	砂糖精製業	Cpo	3.5
		Cpi	2
32	食用油脂加工業	Cpo	2.5
		Cpi	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	Cpo	2
		Cpi	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	Cpo	1.5
		Cpi	1
63	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)*に係るもの	Cpo	2
		Cpi	2

りん含有量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第8次における基準範囲		愛知県7次基準	愛知県8次基準(案)	見直し理由		
			下限	上限			(1)	(2)	(3)
							排水水質の実態が県の基準を大幅に下回っている	県内に事業場が存在しない	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	ア	Cpo	1	2	1.5	1		
				Cpi	1	1.5	1	1	
	イ	Cpo	Cpi	1	2	2	1		
				1	1.5	1.5	1	1	
81	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	Cpo	Cpi	1	1.5	1.5	1		
				1	1.5	1	1		
82	バルブ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトバルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトバルブ製造工程を含む。)に係るもの	Cpo	Cpi	1	1.5	1.5	1		
				1	1.5	1	1		
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを言ふ。)	ア	Cpo	2	4	2	2		
				Cpi	1	2	1.5	1	
107	無機顔料製造業	Cpo	Cpi	1	2	2	1.5		
				1	1.5	1.5	1.5		
128	界面活性剤製造業	ア	Cpo	1.5	3	2	1.5		
				Cpi	1	1.5	1	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	Cpo	Cpi	1.5	4	2	2		
				1	1.5	1.5	1		
140	化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業(日平均排水量400m <sup>3</sup> 以上の工場に限る。)	ア	Cpo	2	3	2	2		
				Cpi	1	1.5	1	1	
	イ	Cpo	Cpi	2	3	2	2		
				1	1.5	1.5	1		
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	イ	Cpo	1.5	2.5	2	2		
				Cpi	1	1.5	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	Cpo	Cpi	1	2	2	1		
				1	2	1.5	1		
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	Cpo	Cpi	1	1.5	1.5	1		
				1	1.5	1	1		
189	めっき鋼管製造業	Cpo	Cpi	1	1.5	1.5	1		
				1	1.5	1	1		
193	鍛工品製造業	Cpo	Cpi	2	3	2	2		
				1	1.5	1.5	1		
195	鉄鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	Cpo	Cpi	1	1.5	1.5	1		
				1	1.5	1	1		
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	備考(イ)	Cpo	8	9	8	8		
				Cpi	1	6	6	2.5	
204	電子回路製造業	ア	Cpo	1	2.5	2	2		
				Cpi	1	2	1	1	
	イ	Cpo	Cpi	1	2.5	2	2		
				1	2	1.5	1		
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)	ア	Cpo	1.5	3	2	2		
				Cpi	1	1.5	1	1	
	イ	Cpo	Cpi	1.5	3	2	2		
				1	1.5	1.5	1		
208	ガス製造工場	イ	Cpo	2	3	4.5	3		
				Cpi	1	3	3.5	3	

66 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの

Cpo 1  
Cpi 1

140 化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業

Cpo 2  
Cpi 1

204 電子回路製造業

Cpo 2  
Cpi 1

205 電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業)

Cpo 2  
Cpi 1

りん含有量に係る基準案(見直し分の抜粋)

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	Cp等の区分	第8次における基準範囲		愛知県7次基準	愛知県8次基準(案)	見直し理由		
			下限	上限			(1)	(2)	(3)
							排水水質の実態が県の基準を大幅に下回っている	県内に事業場が存在しない	
215	リネンサプライ業	ア	Cpo	2.5	8	5	3.5		
				Cpi	1	4.5	4	3.5	
216	洗濯業	ア	Cpo	2.5	7	4	3		
				Cpi	1	3	2.5	2.5	
219	自動車整備業	ア	Cpo	2.5	4.5	4	4		
				Cpi	2	3	3	2	
	イ	Cpo	Cpi	2.5	4.5	4.5	4		
				2	3	3	3		
223	し尿処理業	イ	Cpo	2	5	3	3		
				Cpi	1	2.5	2	1.5	
224	ごみ処理業	ア	Cpo	1	2.5	2.5	1		
				Cpi	1	1.5	1	1	
228	と畜場	ア	Cpo	4	9.5	4	4		
				Cpi	2	4.5	3	2	
	イ	Cpo	Cpi	4	9.5	8	8		
				2	4.5	4.5	2		
230	地方卸売市場	ア	Cpo	2.5	5	4	4		
				Cpi	1.5	4	3	1.5	
	イ	Cpo	Cpi	2.5	5	5	5		
				1.5	4	4	1.5		
計							5	41	15